

JIS

繊維製品の混用率試験方法 第 2-1 部： 繊維混用率 一通則

JIS L 1030-2-1 : 2024

(JTETC/JSA)

令和 6 年 4 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	澤田石 昌 幸	一般財団法人家電製品協会
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	武 井 康 之	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.4.22

官 報 掲 載 日：令和 6.4.22

原 案 作 成 者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験の種類	2
5 試験場所	3
6 装置及び器具	3
7 試薬	3
8 試料の採取	3
9 試料の前処理	3
10 混用率	4
11 試験結果	5
12 試験報告書	5
附属書 A (規定) 非繊維物質の除去方法	6
解 説	14

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人繊維評価技術協議会（JTETC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS L 1030-2:2012** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS L 1030（繊維製品の混用率試験方法）の第 2 部の規格群は、次に示す部で構成する。

- JIS L 1030-2-1** 第 2-1 部：繊維混用率－通則
- JIS L 1030-2-2** 第 2-2 部：繊維混用率－解じょ試験
- JIS L 1030-2-3** 第 2-3 部：繊維混用率－溶解試験
- JIS L 1030-2-4** 第 2-4 部：繊維混用率－窒素成分分析試験
- JIS L 1030-2-5** 第 2-5 部：繊維混用率－3 種類の繊維の個別溶解試験
- JIS L 1030-2-6** 第 2-6 部：繊維混用率－顕微鏡試験

繊維製品の混用率試験方法一

第 2-1 部：繊維混用率一通則

Testing methods for quantitative analysis of fibre mixtures— Part 2-1: General principles of testing

1 適用範囲

この規格は、繊維製品中に混用されている 1 種類以上の繊維の混用率を求める試験方法として、JIS L 1030 の第 2-2 部：解じょ試験、第 2-3 部：溶解試験、第 2-4 部：窒素成分分析試験、第 2-5 部：3 種類の繊維の個別溶解試験、及び第 2-6 部：顕微鏡試験の共通事項について規定する。この規格の利用者は、第 2-2 部～第 2-6 部に規定するいずれか一つ、又は複数の試験方法を組み合わせて試験を行う。これらの規格を適用する前に繊維製品中に混用されている繊維の全てを鑑別する必要がある。

警告 この規格群は、事前に適切な注意が払われない場合、健康を害するおそれのある物質^り及び／又は方法を規定しており、技術的に適切・妥当であることだけに言及するものである。この規格群を使用する者に対して、健康及び安全に関する法的な義務をいかなる場合においても免責するものではない。この規格群は、薬品の取扱いの資格及び／又は知識・経験のある者が操作することを想定している。

注^り 健康を害するおそれのある物質については、化学物質などの安全データシート (SDS) に詳しい情報が記載されている。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 8593 石油エーテル（試薬）

JIS L 0105 繊維製品の物理試験方法通則

JIS L 0208 繊維用語—試験部門

JIS L 1030-1 繊維製品の混用率試験方法—第 1 部：繊維鑑別

JIS L 1030-2-2 繊維製品の混用率試験方法—第 2-2 部：繊維混用率—解じょ試験

JIS L 1030-2-3 繊維製品の混用率試験方法—第 2-3 部：繊維混用率—溶解試験

JIS L 1030-2-4 繊維製品の混用率試験方法—第 2-4 部：繊維混用率—窒素成分分析試験

JIS L 1030-2-5 繊維製品の混用率試験方法—第 2-5 部：繊維混用率—3 種類の繊維の個別溶解試験

JIS L 1030-2-6 繊維製品の混用率試験方法—第 2-6 部：繊維混用率—顕微鏡試験